

# 貸室・会議室運用規程

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この規程は、公益財団法人総評会館（以下「この法人」という。）定款第53条に基づき、貸室・会議室の運用基準を定め、貸室・会議室の適正な運用を図ることを目的とする。

### 第2条（公益目的との整合）

この法人は、公益財団法人として、労働者の経済的、社会的及び文化的地位の向上を図り、自由にして民主的な労働運動の発展と健全な労使関係の樹立に寄与することを目的としており、貸室・会議室の貸出しは、この公益目的に整合した運用を行うこととする。

2. 貸室の賃貸契約は、公益目的に整合するもので、この法人が適当と認めた者に対して行う。
3. 会議室の貸出しにあたっては、公益目的に整合した利用者に対して先行予約の受付及び利用料金の優遇などの措置を講ずることとする。

## 第2章 貸室

### 第3条（物件の賃貸契約）

物件の賃貸契約は、この法人が用意する「賃貸借契約」（以下「契約書」という。）に基づくものとする。

2. 賃料・諸経費（共益費・電気料等）・敷金・保証金等の金額は、別に定め、詳細な取扱いは、契約書に明示する。
3. 入居者は、この法人が定める会館管理及び防火防災に関する規則・規程を遵守しなければならない。
4. 入居者の都合による模様替え、付属設備の新設、その他原形を変更しようとするときは、あらかじめこの法人に書面による承諾を得たうえで行い、その費用は入居者の負担とする。また、入居者の責により修繕等を行う場合も同様とする。
5. 契約の更新は、2年毎とし、双方で特別意思表示がない場合は、自動更新とする。
6. 解約の予告は、双方とも6か月前とし、予告書を提出する。
7. 契約に基づく債務を履行せず信義に反する行為があった場合、直ちに契約を解除し、退去を求めることができる。解除の措置、原状回復、保証金の返還は、契約書に明示する。
8. 本規程及び契約書、会館管理に関する規則に定めのない事項については、民法そ

の他関係法規、慣行に従い双方誠意をもって協議する。万一紛争が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

### 第3章 貸会議室

#### 第4条（貸会議室に関する規定）

貸会議室に関する規定は、本規程によるもののほか、実際の運用に関して必要な事項は別に定める。

#### 第5条（会議室の貸出日）

会議室の貸出日は、月曜日から日曜日の午前9時から午後9時までとする。ただし、ゴールデンウィーク（5月3日～5日）、夏期（8月11日～16日）、年末年始（12月28日～1月4日）及びこの法人が指定する休館日は除く。

#### 第6条（会議室の予約方法）

会議室の予約は、当会館のウェブサイト上の「貸会議室予約管理システム」（以下「システム」という）によるものとする。

2. ただし、やむを得ない場合は、来館または電話での予約を行うことができる。この場合には、所定の申込書を提出する。

#### 第7条（会議室の利用料金）

会議室の室料は、公益目的利用と一般利用に区分して設定する。

2. 室料、備品・器材使用料、延長料金等の利用料金及びキャンセル料金は別に定める。
3. 利用料金の納入方法は、銀行振込み又は現金とする。なお、納入期限は利用月の翌月末とする。
4. この法人が特別に承認した場合は、利用料金を割引又は無料にすることができる。

#### 第8条（責任区分）

貸会議室に関するこの法人と利用者の責任区分は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責における付属設備機器の損壊又は著しい会議室の汚損等が生じた場合、利用者はこの法人が指定する内容で実費弁償を行うものとする。

(2) システムによる登録・情報入力については、全て利用者の責任で行うものとし、この法人は一切の責任を負わない。ただし、この法人の責に帰すべきシステム不具合による場合は、その限りでない。

(3) この法人は、天災地変等の不可抗力によって生じた利用者の損害等については、賠償する責任を負わない。

#### 第9条（利用制限等）

この法人は、利用規約に基づき、会議室の利用の取消、システムの利用制限等の措置を取ることができる。

## 第4章 防犯・防災及び設備等の整備

### 第10条（防犯・防災）

衛生・保安（防犯・防災・風紀など）と事故防止については、会館管理及び防火防災に関する規則・規程を適用する。

### 第11条（付属諸設備等の整備）

この法人は、貸室及び会議室用の付属設備に関して常に点検と整備を行うものとする。

2. この法人は、利用者のニーズに沿った機器の整備と貸室・会議室の良好な環境づくりを行うものとする。

## 第5章 附則

### 第12条（変更手続き）

この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

この規程は、2011年6月1日より実施する（2011年5月22日理事会議決）。

2. この規程の一部を改正し、2012年6月1日より実施する。
3. この規程の一部を改正し、2013年4月1日より実施する（2013年2月21日理事会議決）。
4. この規程の一部を改正し、2017年4月1日より実施する（2017年2月21日理事会議決）。
5. この規程の一部を改正し、2020年8月1日より実施する（2020年7月16日理事会議決）。